

平成29年度 第2四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：東京電力ホールディングス(株) 福島第二原子力発電所

作成責任者 統括原子力運転検査官 上原 壮夫

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成29年8月21日	上原、菅沼	安全総括G	2号機タービン建屋3階、タービン建屋給気ファン室内設置の吊り架台の脚部(複数)において、脚部を床面に固定している固定ボルトの4本中1本が装填なし又は最後まで締め込まれていない状態を確認しました。是正のこと。	平成29年9月6日	<p><状況説明> 過去の報告書を確認した結果、当該吊り架台設置後に取り外した履歴があることから、復旧の際に誤った組立てを行ったため、ボルト穴が合わず放置されていたものと推定されます。 ※アイマーク等の印がなかったことから、分解時とは違う位置で復旧したためボルト穴がズレ、現状の状態では放置されていたと考えられます。</p> <p><応急対策> ①応急対策として、当該架台チェーンブロック使用禁止の表示の取付けを実施(H29.8.23実施) ・現場に「使用禁止」の注意喚起の表示を行い、現状の状態では吊り架台のみ使用しないようにします。 ・構造強度上・耐震上の問題から、完全に復旧してからの使用とします。 ②ボルトの取付けを実施(H29.10実施予定)</p> <p><対策> ①本事象について以下の内容を保全部内に周知します。 ・本設備が干渉物となり、一時撤去する必要がある場合については、復旧の際、監理員立合いにて通常状態(撤去前と同様の状態)であることを確認します。 ②当該作業が発生する場合については、干渉物撤去の時の注意点を工事要領書等に記載することとします。</p>